

垂水市告示第26の6号

垂水市新規就農者支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和7年3月31日

垂水市長 尾 脇 雅 弥

垂水市新規就農者支援対策事業実施要綱の一部を改正する要綱

垂水市新規就農者支援対策事業実施要綱（令和4年告示第32号の11）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

垂水市新規就農者生活支援事業実施要綱

第1条中「と共に、農作業の省力化や生産性向上に向けた機械の導入に対して、予算の範囲内で垂水市新規就農者支援対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする」を「ことで、農業経営に専念し、営農意欲の向上を図ること及び後継者の育成と定着を図ることを目的として、予算の範囲内で垂水市新規就農者生活支援金補助金（以下「補助金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条第4号中「申請する年度」を「申請時」に、「過年度分の」を「納期限を迎えた」に改める。

第3条を次のように改める。

（補助の内容）

第3条 経営開始直後の新規就農者に対して生活支援金を支給するものとする。

第4条第7号中「受給期間満了後」を「交付期間終了後」に改め、同条に次の1号を加える。

（11） 就農月から2年目以内に青色申告による申告を開始すること。

第5条第1項中「支援事業については、月額3万円を支給し」を「補助金の額は、月額5万円とし」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第6条第1項中「する者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、同条第2項中「通知する」を「申請者に対して通知するものとする」に改める。

第7条第1項中「支援事業補助金の交付を受けようとする者」を「申請者」に、

「垂水市新規就農者支援対策事業（支援事業）補助金交付申請書」を「垂水市新規就農者生活支援事業補助金交付申請書」に改め、同条第2項を削る。

第8条中「垂水市新規就農者支援対策事業補助金交付決定通知書（第5号様式）」を「垂水市新規就農者生活支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）」に改める。

第9条第1項中「補助事業者」を「補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）」に、「垂水市新規就農者支援対策事業補助金変更申請書（第6号様式）」を「垂水市新規就農者生活支援事業補助金変更申請書（第5号様式）」に改め、同条第2項中「垂水市新規就農者支援対策事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）」を「垂水市新規就農者生活支援事業補助金変更交付決定通知書（第6号様式）」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

補助事業者は、生活支援金の受給支援が完了したときは、垂水市新規就農者生活支援事業実績報告書（第7号様式）に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第10条第2項を削る。

第11条中「適切」を「適当である」に、「垂水市新規就農者支援対策事業補助金交付確定通知書（第10号様式）」を「垂水市新規就農者生活支援事業補助金交付確定通知書（第8号様式）」に改め、「する」の次に「ものとする」を加える。

第12条第1項中「垂水市新規就農者支援対策事業補助金請求書（第11号様式）」に市長が必要と認める書類を添えて」を「垂水市新規就農者生活支援事業補助金請求書（第9号様式）」を」に改め、同条第2項中「垂水市新規就農者支援対策事業補助金概算払申請書（第12号様式）に前項の規定による」を「垂水市新規就農者生活支援事業補助金概算払申請書（第10号様式）に前項に規定する」に改め、同条第3項中「があった」を「を受けた」に改め、「交付する」の次に「ものとする」を加える。

第13条第1項中「中止又は休止届（第13号様式）」を「中止又は休止届（第11号様式）」に改め、同条第2項中「する」の次に「ものとする」を加え、同条第3項中「前項の規定により休止した営農を再開する場合は、営農再開届（第14号様式）」を「補助事業者は、前項の規定により休止した営農を再開する場合は、営農再開届（第12号様式）」に改める。

第14条第1項中「支援事業終了後、交付期間と同期間は毎年4月末日までに、その前年の就農状況報告書（第15号様式）」を「補助事業者は、交付期間終了後、3年間は毎年6月末日までに、その前年の就農状況について、就農状況報告書（第13

号様式)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「及び利用状況報告書」を削り、「する」の次に「ものとする」を加え、同項を同条第2項とする。

第15条第1号中「及び利用状況報告」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 交付期間中又は交付期間終了後、3年以内に営農を継続しなかった者

第15条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同項に次の1項を加える。

3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の垂水市新規就農者支援対策事業実施要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の垂水市新規就農者生活支援事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記第1号様式中「垂水市新規就農者支援対策事業実施要綱」を「垂水市新規就農者生活支援事業実施要綱」に改める。

別記第2号様式中「垂水市新規就農者支援対策事業実施要綱」を「垂水市新規就農者生活支援事業実施要綱」に改める。

別記第3号様式から第13号様式を次のように改める。